

非常災害廃棄物の委託、再委託及び再々委託に係る基準及びその解釈について

1. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

施行令第4条に規定する一般廃棄物の委託基準の解釈については、次のとおりとする。

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害廃棄物（法第六条の二第三項に規定する非常災害廃棄物をいう。第九号イ及び第五条の六の二において同じ。）にあつては、当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

（解説） 規定の趣旨は、改正前後で変更なし。ここでいう「非常災害廃棄物」は、特別管理一般廃棄物は除く。

二 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

※ 改正なし。

三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

（解説） 規定の趣旨は、改正前後で変更はない。第1号と同様、「受託業務」は、非常災害廃棄物にあつては他人に委託しようとする業務を除く。

四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

※ 改正なし。

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

※ 改正なし。

六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

※ 改正なし。

七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

（解説） 市町村は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有することを踏まえ、再委託又は再々委託を実施する場合においても、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。なお、その指定方法は市町

村の判断によるものとし、必ずしも、あらかじめ委託契約時に場所及び方法を明らかにしておく必要はない。

また、本号への対応に当たって、一般廃棄物の処理の統括的な責任を有する市町村は、処理実施者となる再受託者及び再々受託者を確実に把握する必要があるため、改正前の施行規則の規定¹に鑑み、市町村と受託者との間の一次委託契約に係る契約書において、再受託者及び再々受託者が記載されるのが望ましい。

八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

(解説) 本号は、市町村と受託者との間の一次委託契約において、受託者が委託基準に適合しなくなつた場合に、市町村が当該委託契約を解除することができる旨の条項を置くことを規定するものである。

また、再委託（再々委託）を行う場合においては、後述（2. 非常災害廃棄物の処理の再委託基準及び3. 非常災害廃棄物の処理の再々委託基準）のとおり、受託者（再受託者）が行う再委託（再々委託）が一般廃棄物処理委託基準に適合しなくなつた場合に、市町村が一次委託契約を解除することができる旨の条項を置くことを規定するものと解する（改正前の施行令等の規定²の趣旨と同様）。

なお、改正前の施行規則の規定³に鑑み、改正後においても当該再委託及び再々委託に係る非常災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、受託者を通じて、再受託者及び再々受託者に対する必要かつ適切な監督・指導に努められたい。

-
- ¹ ・改正前の施行規則第1条の7の6第2号ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- ² ・改正前の施行令第4条第3号 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- ・同条第8号 委託契約には、受託者が第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- ・改正前の施行規則第1条の7の6 令第4条第3号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。
- 一～五 （略）
- ³ ・改正前の施行規則第1条の7の6第5号 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。ただし、非常災害廃棄物の処分を当該非常災害廃棄物について法第九条の三の四第一項の規定による指定を受けた指定非常災害廃棄物最終処分場設置者（同条第四項に規定する指定非常災害廃棄物最終処分場設置者をいう。）の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場（同条第一項に規定する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場をいう。）において行う場合であつて、当該市町村が同条第二項の規定による通知を受けた市町村の長の属する市町村であるときは、この限りでない。

- (1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
- (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
- (4) 処分又は再生を開始する年月日

ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

（解説） 後述（2. 非常災害廃棄物の処理の再委託基準及び3. 非常災害廃棄物の処理の再々委託基準）のとおり、非常災害時において再委託又は再々委託により処分又は再生を行う場所が、当該市町村以外の市町村の区域内にあるときの本号の適用は、次のとおりとする。

- ・イの規定に基づく通知は、再委託又は再々委託いずれの場合であっても、市町村が当該場所を区域内に含む市町村に対して行うこととし、当該通知の事項のうち（2）の適用については、次のとおりとすること。
 - ① 再委託を行う場合：受託者及び再受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（改正前の施行令第4条第9号による規定と同様の扱い。）
 - ② 再々委託を行う場合：受託者、再受託者及び再々受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- ・ロの規定に基づく処分又は再生の実施状況の確認は、再委託又は再々委託いずれの場合であっても、市町村が行うこと。

2. 非常災害廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託の基準

非常災害廃棄物の再委託基準については、施行令第4条を次の下線箇所のとおり読み替えて適用する。

第四条 法第六条の二第三項の規定による非常災害廃棄物処理受託者（以下「受託者」という。以下同じ。）が非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を他人に再委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

一 再受託者が再受託業務（当該再受託者が他人に再々委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

※ 単純読替え。

二 再受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

※ 単純読替え。

三 再受託者が自ら再受託業務を実施する者であること。

（解説） 第1号と同様、「再受託業務」は、他人に再々委託しようとする業務を除く。

四 【適用せず】（非常災害廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。）

（解説） 当該規定については、市町村から受託者に当該業務を委託することができず、再委託が行われることは想定されないため、改正前と同様、受託者に対する実務上の適用はない。

五 再委託料が再受託業務を遂行するに足りる額であること。

※ 単純読替え。

六 非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再委託するときは、非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

※ 単純読替え。

七 【適用せず】（非常災害廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。）

（解説） 処分又は再生の場所は、市町村が受託者に対して指定するものであることから、改正前と同様、再委託に当たって、受託者に対する実務上の適用はない。

八 【適用せず】（（市町村と受託者との間の）委託契約には、受託者が行う他人への再委託が一般廃棄物処理委託基準（再委託基準）に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。）

（解説） 前述（1. 一般廃棄物の処理の委託基準）のとおり、再委託を行う場合の本号の規定は、市町村と受託者との間の一次委託契約において適用されるため、受託者と再受託者の間の契約に対する実務上の適用はなく、上記一次委託契約について、受託者が行う再委託が、一般廃棄物処理委託基準（2. 非常災害廃棄物の処理の再委託基準）に適合しなくなった場合に、市町村が一次委託契約を解除することができる旨の条項を置くことを規定するものと解する。

また、改正前の施行規則の規定⁴に鑑み、改正後においても当該再委託に係る非常災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、市町村においては、受託者に対して、受託者が再受託者に対して必要かつ適切な監督を行うよう指導することに努められたい。

九 【適用せず】（第七号の規定に基づき指定された非常災害廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。）

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、（受託者に委託をした市町村において）次の事項を通知すること。ただし、非常災害廃棄物の処分を当該非常災害廃棄物について法第九条の三の四第一項の規定による指定を受けた指定非常災害廃棄物最終処分場設置者（同条第四項に規定する指定非常災害廃棄物最終処分場設置者をいう。）の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場（同条第一項に規定する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場をいう。）において行う場合であつて、当該市町村が同条第二項の規定による通知を受けた市町村の長の属する市町村であるときは、この限りでない。

(1) （略）

(2) 受託者及び再受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(3) 処分又は再生に係る非常災害廃棄物の種類及び数量並びにその処分

⁴ ・改正前の施行規則第1条の7の6第5号 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

又は再生の方法

(4) (略)

ロ 非常災害廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。）

(解説) 本号の規定に基づく通知及び確認については、第7号の規定による指定を踏まえて市町村が行うため、受託者に対する実務上の適用はない。

なお、再委託を行う場合に市町村が当該通知等を行う際の留意事項は、前述（1. 一般廃棄物の処理の委託基準）のとおり。

3. 非常災害廃棄物の収集、運搬、処分等の再々委託の基準

非常災害廃棄物の再々委託基準については、施行令第4条を次の下線箇所のとおり読み替えて適用する。

第四条 法第六条の二第三項の規定による非常災害廃棄物処理再受託者（以下「再受託者」という。）が一般廃棄物処理計画に従い、非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を他人に再々委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

(解説) 「一般廃棄物処理計画に従い」の考え方については、施行通知本文のとおり。

一 再々受託者が再々受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再々受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(解説) 再々々委託は法律で認めていないことから、再々受託者は再々受託業務を自ら実施できる能力を有していなければならない。

二 再々受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

※ 単純読替え。

三 再々受託者が自ら再々受託業務を実施する者であること。

(解説) 再々々委託は法律で認めていないことから、再々受託者は再々受託業務を自ら実施しなければならない。

四 【適用せず】(非常災害廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。)

(解説) 2. 非常災害廃棄物の処理の再委託基準の第4号と同様の理由に

より、再受託者に対する実務上の適用はない。

五 再々委託料が再々受託業務を遂行するに足りる額であること。

※ 単純読替え。

六 非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再々委託するときは、非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

※ 単純読替え。

七 【適用せず】(非常災害廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。)

(解説) 2. 非常災害廃棄物の処理の再委託基準の第7号と同様の理由により、再受託者に対する実務上の適用はない。

八 【適用せず】((市町村と受託者との間の)委託契約には、再受託者が行う他人への再々委託が一般廃棄物処理委託基準(再々委託基準)に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。)

(解説) 2. 非常災害廃棄物の処理の再委託基準の第8号と同様の理由により、再受託者と再々受託者の間の契約に対する実務上の適用はない。

九 【適用せず】(第七号の規定に基づき指定された非常災害廃棄物の処分又は再生の場所(広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。))が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、(受託者に委託をした市町村において)次の事項を通知すること。ただし、非常災害廃棄物の処分を当該非常災害廃棄物について法第九条の三の四第一項の規定による指定を受けた指定非常災害廃棄物最終処分場設置者(同条第四項に規定する指定非常災害廃棄物最終処分場設置者をいう。)の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場(同条第一項に規定する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場をいう。)において行う場合であつて、当該市町村が同条第二項の規定による通知を受けた市町村の長の属する市町村であるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 受託者、再受託者及び再々受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(3) 処分又は再生に係る非常災害廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法

(4) (略)

ロ 非常災害廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。）

(解説) 2. 非常災害廃棄物の処理の再委託基準の第9号と同様の理由により、再受託者に対する実務上の適用はない。

なお、再々委託を行う場合に市町村が当該通知等を行う際の留意事項は、前述(1. 一般廃棄物の処理の委託基準)のとおり。

4. 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

施行令第4条の3に規定する特別管理一般廃棄物の委託基準の解釈については、次のとおりとする。

第四条の三 法第六条の二第四項の規定による市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、第四条(第八号を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

※ 項ずれ改正のみ。

一 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。

※ 改正なし。

二 受託者(法第六条の二第五項に規定する非常災害廃棄物にあつては、当該受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合における当該委託をしようとする者)が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。

※ 規定の趣旨は、改正前後で変更なし。

三 委託契約には、受託者が前二号又は第四条第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

(解説) 本号は、第4条第8号と同じく、市町村と受託者との間の一次委託契約において、受託者が委託基準に適合しなくなった場合に、市町村が当該委託契約を解除することができる旨の条項を置くことを規定するものである。再委託及び再々委託を行う場合の解釈についても、同様である。

また、施行令第4条（第8号を除く。）を、次の下線箇所を読み替えて適用する。

第四条 法第六条の二第四項の規定による市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（法第六条の二第五項に規定する非常災害廃棄物にあつては、当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

※ 単純読替え。

二 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

※ 読替えなし。

三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

※ 単純読替え。

四 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

※ 単純読替え。

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

※ 読替えなし。

六 特別管理一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、特別管理一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

※ 単純読替え。

七 特別管理一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

※ 単純読替え。

九 第七号の規定に基づき指定された特別管理一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。ただし、特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を当該非常災害廃棄物について法第九条の三の四第一項の規定による指定を受けた指定非常災害廃棄物最終処分場設置者

(同条第四項に規定する指定非常災害廃棄物最終処分場設置者をいう。)の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場(同条第一項に規定する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場をいう。)において行う場合であつて、当該市町村が同条第二項の規定による通知を受けた市町村の長の属する市町村であるときは、この限りでない。

- (1) 処分又は再生の場所の所在地(埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)
- (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (3) 処分又は再生に係る特別管理一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
- (4) 処分又は再生を開始する年月日

ロ 特別管理一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

※ 単純読替え。

5. 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託の基準

特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の再委託基準については、施行令第4条の3を、次の下線箇所のとおり読み替えて適用する。

第四条の三 法第六条の二第五項の規定による特別管理非常災害廃棄物処理受託者が特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を他人に再委託して実施する場合の基準は、第四条(第八号を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 再受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。

※ 単純読替え。

- 二 再受託者(当該再受託者が再受託業務を他人に再々委託して実施する場合にあつては、当該再々委託をしようとする者)が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。

※ 単純読替え。

- 三 **【適用せず】** ((市町村と受託者との間の)委託契約には、受託者が行う

他人への再委託が特別管理一般廃棄物処理委託基準（再委託基準）に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。）

（解説） 前述（４．特別管理一般廃棄物の処理の委託基準）のとおり、本号の規定は、市町村と受託者との間の一次委託契約において適用される。このため、受託者と再受託者の間の契約に対する実務上の適用はなく、改正前と同様に、再委託を行う際、上記一次委託契約において、受託者が行う再委託が再委託基準に適合しなくなつた場合に、市町村が当該委託契約を解除することができる旨の条項を置くことを規定するものと解する。

また、施行令第４条（第８号を除く。）を、次の下線箇所のとおり読み替えて適用する。なお、２．非常災害廃棄物の処理の再委託基準と同様に、同条第４号、第７号及び第９号については、受託者に対して実務上適用しないため割愛し、その他のいずれの号においても単純読替えとする。

第四条 法第六条の二第五項の規定による特別管理非常災害廃棄物処理受託者が特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を他人に再委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 再受託者が再受託業務（当該再受託者が他人に再々委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- 二 再受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- 三 再受託者が自ら再受託業務を実施する者であること。
- 四 【適用せず】
- 五 再委託料が再受託業務を遂行するに足る額であること。
- 六 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再委託するときは、特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

七及び九 【適用せず】

6. 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬、処分等の再々委託の基準

特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の再々委託基準については、施行令第4条の3を次の下線箇所のとおり読み替えて適用する。

第四条の三 法第六条の二第五項の規定による特別管理非常災害廃棄物処理再受託者が特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分

(再生を含む。)を他人に再々委託して実施する場合の基準は、第四条(第八号を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 再々受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。

二 再々受託者が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。

三 【適用せず】((市町村と受託者との間の)委託契約には、再受託者が行う他人への再々委託が特別管理一般廃棄物処理委託基準(再々委託基準)に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。)

(解説) 5. 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処理の再委託基準の第3号と同様の理由により、再受託者と再々受託者の間の契約に対する実務上の適用はない。

また、施行令第4条(第8号を除く。)を、次の下線箇所のとおり読み替えて適用する。なお、3. 非常災害廃棄物の処理の再々委託基準と同様に、同条第4号、第7号及び第9号については、再受託者に対して実務上適用しないため割愛し、その他のいずれの号においても単純読替えとする。

第四条 法第六条の二第五項の規定による特別管理非常災害廃棄物処理再受託者が、一般廃棄物処理計画に従い、特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を他人に再々委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

一 再々受託者が再々受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再々受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二 再々受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

三 再々受託者が自ら再々受託業務を実施する者であること。

四 【適用せず】

五 再々委託料が再々受託業務を遂行するに足りる額であること。

六 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再々委託するときは、特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

七及び九 【適用せず】

なお、1. から 6. に係る読替えについては、末尾の「参考：簡易読替表」を参照されたい。

① 第4条関係（一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。））

区分/関係	条文（委託） 市町村→受託者 A	再委託 受託者 A→再受託者 B	再々委託 再受託者 B→再々受託者 C
第1号 ※一部 省略	受託者が受託業務（非常災害廃棄物にあつては、当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。	再受託者が再受託業務（当該再受託者が他人に委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。	再々受託者が再々受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再々受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
第2号	受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。	再受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。	再々受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
第3号	受託者が自ら受託業務を実施する者であること。	再受託者が自ら再受託業務を実施する者であること。	再々受託者が自ら再々受託業務を実施する者であること。
第4号	一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。	－【基本的な計画は市町村が作成】	－【基本的な計画は市町村が作成】
第5号	委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。	再委託料が再受託業務を遂行するに足る額であること。	再々委託料が再々受託業務を遂行するに足る額であること。
第6号	一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。	非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再委託するときは、非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。	非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再々委託するときは、非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
第7号	一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。	－【処分等の場所及び方法は市町村が指定】	－【処分等の場所及び方法は市町村が指定】
第8号	委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。	－【受託者と再受託者の間の契約には適用されない】 （市町村と受託者との間の）委託契約には、受託者が行う再委託が一般廃棄物処理委託基準（再委託基準）に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。	－【再受託者と再々受託者の間の契約には適用されない】 （市町村と受託者との間の）委託契約には、再受託者が行う再々委託が一般廃棄物処理委託基準（再々委託基準）に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
第9号 ※一部 省略	第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。 イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。 （1）処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量） （2）受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 （3）処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法 （4）処分又は再生を開始する年月日 ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。	－【当該通知及び確認は市町村が実施】 第七号の規定に基づき指定された非常災害廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。 イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、（受託者に委託をした市町村において）次の事項を通知すること。 （1）（略） （2）受託者及び再受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 （3）処分又は再生に係る非常災害廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法 （4）（略） ロ 非常災害廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。	－【当該通知及び確認は市町村が実施】 第七号の規定に基づき指定された非常災害廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。 イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、（受託者に委託をした市町村において）次の事項を通知すること。 （1）（略） （2）受託者、再受託者及び再々受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 （3）処分又は再生に係る非常災害廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法 （4）（略） ロ 非常災害廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

② 第4条の3関係（特別管理一般廃棄物）

区分/関係	条文※一部意訳（委託）市町村→受託者 A	再委託 受託者 A→再受託者 B	再々委託 再受託者 B→再々受託者 C
第1号	受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。	再受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。	再々受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。
第2号	受託者（非常災害廃棄物につき再委託する場合にあつては、当該再委託をしようとする者）が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。	再受託者（再々委託する場合にあつては、当該再々委託をしようとする者）が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。	再々受託者が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。
第3号	委託契約には、受託者が第四条の三第一号、第二号又は第四条第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。	－【受託者と再受託者の間の契約には適用されない】 （市町村と受託者との間の）委託契約には、受託者が行う再委託が特別管理一般廃棄物処理委託基準（再委託基準）に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。	－【再受託者と再々受託者の間の契約には適用されない】 （市町村と受託者との間の）委託契約には、再受託者が行う再々委託が特別管理一般廃棄物処理委託基準（再々委託基準）に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

③ 特別管理一般廃棄物の第4条準用部分関係（第4号、第7号、第9号は割愛。また、第8号は準用から除外される規定である。）

区分/関係	条文（委託）市町村→受託者 A	再委託 受託者 A→再受託者 B	再々委託 再受託者 B→再々受託者 C
第1号	受託者が受託業務（特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物にあつては、他人に委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足る能力等を有する者であること。	再受託者が再受託業務（当該再受託者が他人に委託しようとする業務を除く。第三号において同じ。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。	再々受託者が再々受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、再々受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
第2号	受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。	再受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。	再々受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
第3号	受託者が自ら受託業務を実施する者であること。	再受託者が自ら再受託業務を実施する者であること。	再々受託者が自ら再々受託業務を実施する者であること。
第5号	委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。	再委託料が再受託業務を遂行するに足る額であること。	再々委託料が再々受託業務を遂行するに足る額であること。
第6号	特別管理一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、特別管理一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。	特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再委託するときは、特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。	特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて再々委託するときは、特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。